2　都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間に委託することができるものとすることとした。（第一三条関係）

3　都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について採られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うものとすることとした。（第一三条の二関係）

4　児童の医療、福祉又は教育に関係する機関及び関連する職務に従事する者は、市町村長等から児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができるものとすることとした。（第一三条の四関係）

5　児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならないことを規定することとした。（第一四条関係）

6　児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置等が採られた場合において、施設の長が面会等の制限等を行うことができる当該児童虐待を行った保護者の範囲を拡大する等の措置を講ずるものとすることとした。（第一六条関係）

六　施行期日等

1　検討規定等

㈠　政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条第三項関係）

㈢　政府は、㈠から㈡までのほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条第四項関係）

㈣　政府は、この法律の施行後五年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第三条関係）

㈤　その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第四条～第二一条関係）

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇発達障害者支援法の一部を改正する法律（法律第六四号）（厚生労働省）

1　目的の改正

目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑みること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとることを規定するとともに、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること及び全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすることを規定することとした。（第一条関係）

2　定義の改正

㈠　「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとすることとした。（第二条第二項関係）

㈡　「社会的障壁」の定義を、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとすることとした。（第二条第三項関係）

3　基本理念の新設

㈠　発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならないこととした。（第二条の二第一項関係）

㈡　発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として、行われなければならないこととした。（第二条の二第二項関係）

㈢　発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないこととした。（第二条の二第三項関係）

4　国及び地方公共団体の責務の追加

国及び地方公共団体の責務として、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うことを規定することとした。（第三条第三項関係）

5　国民の責務の改正

国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、3の基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならないものとすることとした。（第四条関係）

6　児童に発達障害の疑いがある場合における支援に関する改正

市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとすることとした。（第五条第三項関係）

7　教育に関する改正

発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進並びにいじめの防止等のための対策の推進を規定し、あわせて、専修学校の高等課程に在学する者を教育に関する支援の対象である発達障害児に含まれることを規定することとした。（第八条第一項関係）

8　情報の共有の促進の新設

国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとすることとした。（第九条の二関係）

9　就労の支援に関する改正

㈠　就労の支援の主体に改正前の都道府県に加えて国を規定するとともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないことを規定することとした。（第一〇条第一項関係）

㈡　事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないものとすることとした。（第一〇条第三項関係）